|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 第1　趣　旨　大阪府環境審議会条例（平成６年大阪府条例第７号。以下「条例」という。）第６条第２項の規定により、大阪府環境審議会に生物多様性地域戦略部会（以下「部会」という。）を置く。第２　所掌事項等部会は、生物多様性地域戦略に係る次の事項について、審議を行うとともに、必要に応じて審議会に報告を行う。（１）生物多様性地域戦略の進行管理（２）生物多様性地域戦略の改定（３）その他生物多様性地域戦略に係る事項第３　組　織　（１） 部会は、条例第６条第３項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。　　　　①　条例第２条第１項第１号に規定する委員　４名程度　　　　②　条例第３条第２項に規定する専門委員　　４名程度　（２） 部会に部会長を置く。部会長は、条例第６条第４項の規定により会長が指名する。　（３） 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。　（４） 部会長が必要と認める場合は、部会にオブザーバーとして関係者の出席を求めることができる。第４　会議　（１） 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。　（２） 部会は、委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。　第５　補則　この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。附　則　　この要領は、令和３年６月８日から施行する。附　則　　この要領は、令和４年　月　日から施行する。 | 第1　趣　旨　大阪府環境審議会条例（平成６年大阪府条例第７号。以下「条例」という。）第６条第２項の規定により、生物多様性地域戦略の策定のあり方などの基本的な事項について検討を行うため、大阪府環境審議会に生物多様性地域戦略部会（以下「部会」という。）を置く。第２　組　織　（１） 部会は、条例第６条第３項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。　　　　①　条例第２条第１項第１号に規定する委員　４名程度　　　　②　条例第３条第２項に規定する専門委員　　４名程度　（２） 部会に部会長を置く。部会長は、条例第６条第４項の規定により会長が指名する。　（３） 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。　（４） 部会長が必要と認める場合は、部会にオブザーバーとして関係者の出席を求めることができる。第３　会議　（１） 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。　（２） 部会は、委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。　（３） 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。　（４）部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。第４　補則　この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。附　則　　この要領は、令和３年６月８日から施行する。 |